

# 審査支払機関の統合問題等に対する意見

高知市長 岡崎誠也

## 1 審査支払機関の統合について

- ① 高齢者・低所得者が多く加入している市町村国保保険者は保険運営に苦しんでおり、将来的に医療保険制度は地域保険に一本化すべきであり、審査支払機関の在り方は、そうした医療保険制度の将来構想とあわせて慎重に検討すべきものである。
- ② 決算行政監視小委員会の「国保連の審査部門だけを切り出して、支払基金に統合するやり方もあるのではないか」といった意見には、審査支払と保険者事務の共同処理を一体的に効率的に行っている状況の中で、わざわざ切り離すことは極めて非効率であり、反対の立場を表明する。特に、各都道府県国保連において、保険者支援・市町村業務支援の取り組みは様々であり、実態を踏まえ慎重な対応が必要である。
- ③ 統合の議論においては、拙速な判断を避け、市町村の意見も十分に踏まえ判断すべきである。

## 2 反対の理由

- ① 国保連は、国民健康保険法第八十三条に定められた、市町村保険者が共同してその目的を達成するために設立した公法人であり、国において一方的に見直すことは、地方分権の主旨にも反するものであり許されない。十分に市町村保険者の意見を踏まえるべきである。
- ② 国保連が審査支払業務を行うことで、レセプト情報を保有することによって、市町村の保健事業への支援が行われており、審査支払業務を切り離すことは、地域の実態を踏まえたきめ細やかな保健事業の実施に弊害が生じることになる。また、現在はレセプト情報を保有することにより、保険者に代わって被保険者資格の確認を行って、医療機関に対して資格喪失状況を連絡し、保険者による過誤返戻を回避することができているが、審査支払業務を切り離した場合、こうした過誤返戻業務が新たに生ずることとなる。
- ③ 今後、市町村国保の都道府県単位の広域化を進めていく上で、各市町村の実態を踏まえつつ、財政調整の仕組みを強化していくことが重要である。この方向性を推進していくためにも、保険者としては、国保連には医療費等のデータ整理などの役割を担ってもらわなくてはならないと考えており、審査支払業務を切り離すことは、これらの要請に応えられなくなることになり問題がある。
- ④ 国保総合システムの運用の中で、高額療養費の給付事務支援や申請勧奨通知、ジェネリック医薬品差額通知、医療費通知など、保険者業務の支援や市町村業務の支援を実施しているが、国保連がレセプト情報を持たないことになれば、その支援を市町村は受けられなくなることにつながり、市町村業務に重大な支障をきたすこととなる。
- ⑤ 拙速に統合を実施した場合には、市町村保険者は大幅な事務の見直しを行わなくてはならず、新たな人員の確保やシステム改修など多額の市町村負担が見込まれること。統合の可否を判断

する場合には、それらの経費もきちんと試算し、比較評価した上で判断すべきものとする。仮に、市町村の意向を無視して統合判断を行った場合には、人員確保やシステム改修費用など市町村が負担した経費を国において全額補填すること。

### 3 審査支払機関の競争性・効率性等の確保について

- ① 審査支払業務は、療養担当規則や診療報酬点数表等の保険診療ルールに基づき、その診療行為（請求行為）が適合するかどうかを審査するものであり、何を持って競争性を評価するのかは、非常にわかりにくい。
- ② 審査支払機関が複数あることにより、相互に切磋琢磨することを通じて業務の効率化が図られるものであり、巨大な一機関に統合することは適当でない。
- ③ 国保連合会を設立した保険者として、国保連合会には審査支払をはじめ事業全般を出来るだけ低いコストで効率的に行っていくことを求めていく。特に審査支払手数料については、その多くがシステム経費等となっており、国において、システムの共同開発など効率的な運営の仕組みづくりを行うことが先決である。
- ④ 国民（住民）の立場から見れば、国保連と支払基金の審査基準の内容に差異があること（同じ診療を受けても保険適用になる場合とならない場合があること）の方が問題であり、公平性・平等性の点からも、統合以前にこの問題を改善することを優先させるべき。